

福岡県ベンチャービジネス支援協議会

マレーシアにおける現地情報

2022年 8月 30日
株式会社フェアコンサルティング
松本 健太朗

マレーシア雇用法の改正に関するご案内

マレーシアの雇用法（1955年）の改正案は、2022年3月に議会で可決されたものの、施行日が未定の状態でしたが、2023年1月1日から改正雇用法が正式に施行される予定です。本稿では雇用法の主な改正点についてご案内致します。

また、本改正に伴い既存の就業規則の見直しが必要となります。弊社では改正雇用法に基づく就業規則の更新サポートを行っておりますので、お問い合わせください。

【改正目的】

- 特に雇用差別や強制労働の防止、出産支援について規定すること
- 環太平洋パートナーシップ協定、マレーシア米国労働整合性計画及び国際労働機関が要求する国際基準及び慣行に遵守するため

【主な改正ポイント】

- (1) 出産休暇日数の増加
有給の出産休暇の法定日数が60日から98日に増加する。
- (2) 妊娠中の女性従業員の保護
特定の事由に該当する場合を除き、雇用主が従業員を妊娠中に解雇することを禁じる。解雇する場合、雇用主は妊娠を理由とする解雇ではないことを証明することが求められる。
- (3) 7日間の育児休暇
勤続1年以上の男性従業員に対して、7日間の有給の育児休暇を取得する権利が与えられる。
- (4) セクシャルハラスメントに関する通知
雇用主はセクシャルハラスメントに関する注意を喚起するための掲示を行う必要がある。
- (5) 雇用差別に関する規定
差別の定義は明確にされていないが、労働局長は雇用差別に関するあらゆる問題について調査し、決定する権限が与えられる。違反があり、有罪判決となった場

合は最大マレーシアリンギット (RM) 50,000 の罰金、継続違反の場合は 1 日あたり RM1,000 以下の罰金が科される。

(6) 柔軟な勤務環境

従業員は雇用に関する勤務時間、勤務日、勤務地の変更を申請することができる。雇用主は申請日から 60 日以内に申請の承認または却下の旨を書面（却下の場合にはその理由も記載）で通知する必要がある。

(7) 外国人労働者の雇用

雇用主は外国人従業員 (EP、PVP 保有者を除く) を雇用する場合、所定の書式の申請書を提出し、労働局長の承認を得なければならなくなり、これを怠ると、最大 RM100,000 の罰金または 5 年以下の懲役もしくはその両方が科されるおそれがある。

(8) 最大労働時間数の削減

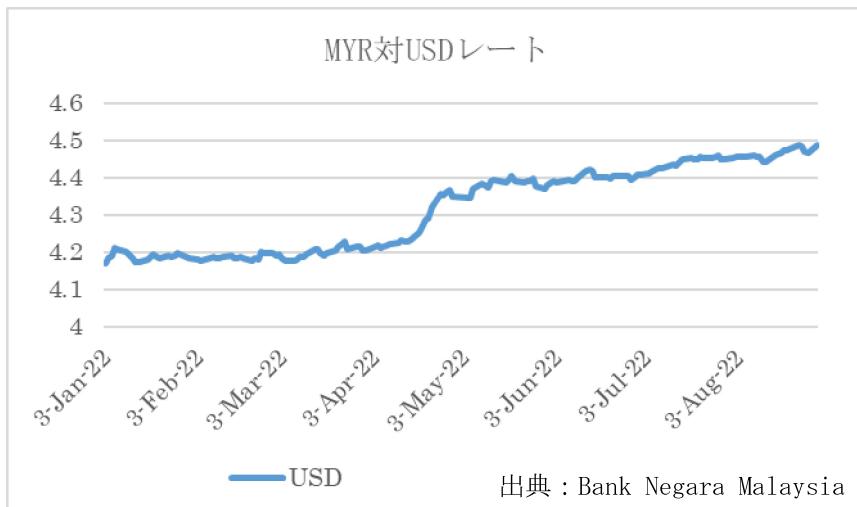
1 週間の最大労働時間が 48 時間から 45 時間に削減される。

(9) 雇用法の適用範囲の拡大

従来は月給 RM2,000 以下の従業員が雇用法の適用対象者とされていたが、改正後は月給 RM4,000 以下の従業員に対して改正雇用法が適用されることになる。雇用法の適用対象者に対しては残業代の支払いが義務付けられているため、本改正により残業代の支給対象者が増えることが想定される。

【コラム】

日本ではここ数か月円安ドル高による経済への影響が声高に報道されていますが、ここマレーシアでも最近数か月は RM 安が目立ちます。



マレーシアのお隣シンガポールには、マレーシアに家族を残して出稼ぎをする人や、そもそもマレーシアに住みながらシンガポールで働く人が多くいます。このような人々は、コロナ禍ではかならずませんでしたが、通常は月曜日の朝にシンガポールに陸路で入



国し、金曜日の夜に陸路でマレーシアに帰宅するという働き方が日常のようですし、アフターコロナになっている今のマレーシアではこの日常を取り戻せているようです。彼らのような生活を送っている人々からすると、RM 安は非常にありがたい状況と言えるでしょう。一部報道によれば、その日のレートによりシンガポールの両替所では RM を求めて行列ができる光景がしばしば見られるようです。ただし、我々マレーシアの駐在員を含め、マレーシアに生活のベースがある人々からするとやはり物価高の方が目立つてしまい、生活面であまり良い影響は受けていないように思います。

一例を紹介させていただきます。私がよくランチに利用するローカルフードコートでは、エコノミーライスというビュッフェスタイルに近いストール（屋台）があります。エコノミーライスは、最初に店員から皿、または持ち帰り用の弁当箱の中にご飯を入れて渡され、その中に自分の好きな食べ物を入れるというビュッフェシステムが主流ですが、日本の総菜屋と違う点は、それぞれの食べ物に一切値段が記載されていないということです。従って、最後まで自分の会計がいくらくらいになるかがわからない恐怖があります。とはいっても、ここは日本と比べると物価の安いマレーシア。これまでのランチ代は、RM10（約 300 円）を下回ることもよくありました。安価においしくボリュームのある食事ができるマレーシアは我が家家の家計には本当にありがたく思っていました。ただ、そのエコノミーライスも今やその顔を変えています。今は RM10 を下回ることなどほとんどなく、だいたい RM12～13（約 360 円～390 円）ほど、この前などは選んだ食べ物が悪かったのか（おそらくエビが悪さをしていました）、初めて RM20 を超えるどころか、一気に RM30 の大台に届くかという RM28 まで昇りつめてしまいました。こんな話をしているとスキージャンプのように「K 点越え」を目指したい衝動に駆られることもありますが、ここで妻の顔を思い出ししっかり踏みとどまる大人の忍耐が必要です。

そんなくだらない話はさておき、このように値段が上がったとは言え、日本のランチに比べれば安くてボリュームもありますが、従来から 2 割以上、場合によってはわけもわからず 2 倍以上に膨れ上がることもあると考えると民間への影響がある点はご理解いただけるのではないかでしょうか。これもあり、マレーシア政府は「ジハード」というインフレ対策チームを組んで、インフレ抑制に努めているようです。なんだか強そうな名前だと思いませんか？

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

青木 貴宣（日本国税理士） ta.aoki@faircongrp.com

松本 健太朗（日本国公認会計士） ke.matsumoto@faircongrp.com